

令和元年度 第1回 練馬区入札監視委員会 議事概要

1 開催日時 令和元年7月18日（木）午前10時00分～午前11時45分

2 開催場所 練馬区役所本庁舎庁議室

3 出席者

委員 榎本委員、菊地委員、室地委員

区 総務部長、経理用地課長、施設管理課長、施設整備課長、建築担当係長、電気担当係長、機械担当係長、道路公園課長、公園係長、公園係担当、計画課長、子育て支援課 児童施設係長、児童施設係担当、子ども育成係担当、学務課 学事係長、学事係担当、管理係担当

4 議事

(1) 前回議事録の確認（資料1）

(2) 審議案件

平成30年度後期入札案件の参加資格設定経過等について

- ・ 審議資料（抽出案件一覧）（資料2）
- ・ 工事契約一覧（資料3）
- ・ 物品契約一覧（資料4）
- ・ 委託等契約一覧（資料5）
- ・ 設計・測量等契約一覧（資料6）

(3) 報告事項

平成30年度後期入札・契約手続きの運用状況の報告について（資料7、8、9）

(4) その他

次回開催日程について

5 会議の内容

■ 前回議事概要

→ 全委員了承

■ 審議

当番委員が抽出理由を説明

● 案件1

（仮称）練馬区立平和台駅地下自転車駐車場機械設備工事

（仮称）練馬区立平和台駅地下自転車駐車場建築工事

（仮称）練馬区立平和台駅地下自転車駐車場電気設備工事

（事務局）

都市計画道路放射第35号線の整備に伴い、道路予定地上に暫定設置していた自転車駐車

場の用地を東京都に返還することから、それに代わる施設として、放射第35号線の地下に収容台数約1,900台の自転車駐車を整備するものである。現在、令和元年度末の自転車駐車場開設に向けて、整備を進めている。

予定価格が5千万円以上の給排水衛生工事のため、東京電子自治体共同運営協議会における共同運営格付けがAランクの区内事業者を対象に、工事価格、施工能力、企業の地域貢献等を総合的に評価して落札者を決定する施工能力等審査型総合評価方式により、入札を実施した。

入札には6者から参加申請があり、開札の結果、1者が辞退、5者が応札し、予定価格以内、最低制限価格以上で、かつ価格点と技術点の合計である総合点が最も高い、(株)富張設備が1億4,684万円、落札率92.21%で落札したものである。

関連工事2件の入札の経過はそれぞれの入札経過調書をお目通しいただきたい。

関連工事の建築工事と電気工事を分離して発注している理由は、建築、機械、電気などの業種ごとに専門の事業者が発注することで、履行の品質を確保し、また区内事業者の受注機会を確保すること等を目的として、案件ごとに工事内容や現場の状況、工期、作業効率等を勘案し、分離可能なものは業種ごとに分けて発注を行っているものである。

**(委員)**

一つの駐輪場の設備を複数の業者が同時に作業することになるが、不具合が生じた際の業者の責任はどうなるのか。責任の所在が曖昧にならないか。また、誰が調整するのか。

**(施設整備課長)**

建築・機械・電気の3業種の業者が工程の調整会議を定期的に行い、それぞれの中で問題等があれば調整して解決していく。もし仮に事故等起こった場合には、それぞれの業者の責任部分も確認しつつ、対応していく。

**(委員)**

工事の終了後に不具合が見つかった場合も、同様な会議を招集し、対応するのか。

**(施設整備課長)**

会議が必要になるほどの責任の所在が不明確な案件は、あまりない。問題等に対し、建築、機械、電気のどれに責任があるのかを判断することに時間を要しない。

**(委員)**

3つに分けるのは普通であるが、通常であれば、建築がある程度のところを取り、その後、機械、電気と業者が入ってくるが、調整会議のみで行っているのか。

**(施設整備課長)**

建築が主体となって実施することが多い。機械設備が主体のときには機械がリーダーシップを取る場合もあるが、基本的には建築がリーダーシップを取るが多い。

★委員会最終意見

適正に執行されている。

●案件2

児童館・学童クラブの防犯カメラ設置工事

（事務局）

平成28年に神奈川県相模原市内の障害者施設で殺傷事件が発生したことを受け、防犯カメラが設置されていない児童館14施設、学童クラブ56施設に防犯カメラを設置し、防犯対策を強化するものである。

予定価格が1千万円以上2千万円未満の電気工事のため、共同運営格付けがA、BまたはCランクの区内事業者を対象に、予定価格事前公表の制限付き一般競争入札を実施した。

入札には8者から参加申請があり、開札の結果、1者が辞退、予定価格以内、最低制限価格以上で入札した7者のうち、最も低い金額で入札した（株）スワキ電機が1,003万7,500円、落札率84.41%で落札したものである。

落札率が低い理由として、本件工事の予定価格は、事業者の見積額を参考として設定していること。また、予定価格の内、カメラ本体やケーブルなどの物品の占める割合が高いことから、最低制限価格を一般的な工事より低く設定しているため、最低制限価格未満で失格となりづらいことが理由として考えられる。

なお、工事の履行状況の確認や工事完了後の検査については、本件担当課の子育て支援課において実施し、工事請負事業者が適切に本件工事を履行したことを確認している。

（委員）

入札の経過からどの業者もほぼ同額で札をいれていることから、予定価格が逆に高過ぎたのではないかと懸念がある。同様の工事について、予定価格は比較的高めであるため、高めで入札することがあれば、高めの金額で契約してしまう懸念がある。予定価格を高く設定した事情があるのか。

（子育て支援課児童施設係長）

予定価格の積算は、児童館と学童クラブ合わせた70施設ごとに、電源工事に必要な電源ケーブルの長さなどの設置状況を区内の電気事業者が調査し、それを積み上げた結果を予定価格とした。積み上げの結果、高くなった可能性がある。

（委員）

設置した場所は、多いのか。

（子育て支援課児童施設係長）

児童館はカメラ2、学童クラブはカメラを1カ所ずつ設置し、施設数としては70施設あり、数が多い。

**（委員）**

見積もり自体は、一つ一つ単独の工事とした場合の見積もりで積み上げていった可能性があるのか。

**（児童施設係長）**

その通りである。

**（委員）**

全体として請け負えば、共通の部分があるため、安く札を入れることできたということか。

**（子育て支援課児童施設係長）**

その通りである。

**（委員）**

マスプロ社製は、機械のメーカーとして比較的よく出回っている製品なのか。

**（子育て支援課児童施設係長）**

同様の施設で地区区民館の学童クラブが平成29年の大規模改修時に、その製品を導入した経緯があった。その製品の評判や評価を受けて、同じ製品を入れた方が良いと判断し、参考製品ということとした。

**（委員）**

最近、防犯カメラは需要が高まっているのではないのか。値段的に各業者、非常に入札額が接近しており、多く売れている商品であるすれば、比較的値段にもう少しばらつきがあるのではないか、安く仕入れるところがあっても良いのではないか。入札価格が6～7者の札が接近しているのは、不自然ではないか。

**（事務局）**

一般的に物品の価格が占める割合が高い案件は、参考製品を仕様書に記載している。事業者は、マスプロ社製の商品を仕入れることを優先的に考えるため、マスプロの販売代理店へ見積もりを依頼する形となる。おそらく、入札に参加している事業者は同じ代理店に見積もりを依頼した可能性が考えられる。そのため、入札価格が、物品の占める割合が高いので近接した価格になったものと考えられる。

**（委員）**

マスプロ社製と他の会社の類似の監視カメラで、2通りあるいは3通りという複数の製品の選択肢とし、一番安いものを選択するという方法は実施していないのか。

**（事務局）**

参考製品としてマスプロ社製を記載しているが、これに代わる同等性能以上のものを参加事業者が手配可能であれば、あらかじめ主管課に確認をした上で応札をする。入札参加事業者が同等品でより価格の低いものを手配可能であれば、それで応札をすることになる。その場合には、価格のばらつきがあると推測される。

**（委員）**

同等品と記載してあるが、今回は全てマスプロ社製で入札が行われたのか。

**（事務局）**

落札決定事業者のスワキ電機には、落札決定後、正式な見積もりを提出させるが、2番札以下の事業者は、応札をしているだけなので、実際その中身がどの製品であったかの確認はしていないので不明である。

**（委員）**

学校ごとに設置する場所が違うため、工事費が高額になるケースもあると思われる。説明では、物品の金額が大きな割合を占めているということだが、費用の中で工事費または設置費の割合はどの程度か。

**（事務局）**

手元にある資料では、大まかな項目の内訳のみであるため、後ほど事務局からお知らせさせていただきたい。

**★委員会最終意見**

適正に執行されている。

**●案件3**

練馬区関区民センター外壁等改修工事

**（事務局）**

当該施設が竣工後23年を経過したため、20年を目途に行われる外壁および屋根の改修工事を行うものである。

予定価格が5千万円以上1億円未満の建築工事のため、共同運営格付けがA、BまたはCランクの区内事業者を対象に、予定価格事前公表の制限付き一般競争入札を実施した。

入札には7者から参加申請があり、5者が辞退、2者が不参のため、入札打切りとした。その後、受注制限の対象外とする入札参加条件の変更を行い、再度一般競争入札を実施した。

再度入札を行った結果、入札には7者から参加申請があり、開札の結果、2者が辞退、2者が最低制限価格未満で失格、予定価格以内、最低制限価格以上で入札した3者のうち、

最も低い金額で入札した森成建設（株）が4,877万円、落札率96.99%で落札したものである。

落札率が高くなった理由としては、最低制限価格未満で2者失格となっていることから一概には言えないが、再度入札を行うにあたり、工期末の日程を伸ばさない案件は、工期が短くなる分、落札価格が高くなることがある。

（委員）

最初の入札では入札打ち切りになっているが、難しい工事なのか。

（施設整備課長）

難しい工事ではないと考える。入札条件を緩和し、再度入札し、業者が決定したことから、工事が難しいとの理由から敬遠されたとは一概には言えない。

（委員）

2回目の入札で森成建設が落札したが、この会社は1回目の入札では辞退をしている。これは何か事情はあるのか。

（事務局）

1回目は受注制限があった。受注制限とは、発注をする場合、工事を多く請け負うことで履行の品質が確保できないという場合も想定されることから、区内に本店がある事業者については工期の重なるものは2件まで、準区内という練馬区内に支店のある事業者および区外の事業者については1件までという受注制限を設定している。

森成建設は、1回目の入札参加申請時に既に1件受注があった。入札参加申請後に、区から指名通知を送る際に詳細な図面や見積もりに必要な資料を送付する。それらの資料を確認し、受注したい2件目に値するかどうかという判断をし、辞退札を入れた可能性がある。その後、2回目は受注制限が解除されたことにより、3件目の受注が可能になることから、札を入れたと考えられる。

（委員）

1回目と2回目で予定価格などの変更はないのか。

（事務局）

変更はない。

（委員）

受注制限を解除するだけで、大きく状況は変わるのか。

（事務局）

利益が見込める工事をどの事業者も優先して受注したいと考えるため、受注制限を解除すると、応札をする傾向はある。

**（委員）**

練馬区役所の予定価格の算定というよりは、要素として受注制限に関する事で事業者が応札するかしないかを判断したという理解が正しいのか。

**（事務局）**

工期が短くなった分、落札価格が高くなる傾向があるため、高めであれば受注を考えてもよい事業者がいる場合、利益分を見込んで応札することになるので、受注制限を解除しなければ事業者は無理をして応札しないと考える。したがって受注制限の有無は事業者の判断に影響すると考える。

**★委員会最終意見**

適正に執行されている。

**●案件4**

街路新設（排水施設）工事（区街1号）

**（事務局）**

練馬区画街路1号線の道路整備の一環として、排水施設の整備を行うものである。

予定価格が5千万円以上1億円未満の一般土木工事のため、共同運営格付けがA、BまたはCランクの区内事業者を対象に、予定価格事前公表の制限付き一般競争入札を実施した。

入札には5者から参加申請があったが、全者が辞退したため、入札打切りとした。辞退理由は、受注制限に該当が1者、技術者不足が2者、理由不明が2者である。

その後、受注制限を解除する入札参加条件の変更を行い、再度一般競争入札を実施した。

再度入札を行った結果、入札には4者から参加申請があり、開札の結果、3者が辞退、予定価格以内、最低制限価格以上で入札した残る1者の（株）田原スポーツ工業が4,650万円、落札率100.00%で落札したものである。

落札率が高くなった理由としては、本件には夜間工事が含まれていることから、警備員や作業員の確保が困難になるほか、苦情対応や警察との協議も多くなるため、事業者からは敬遠される工事であると考えられる。そのため、予定価格であれば請け負えると考えた当該事業者が、予定価格と同額ではなく引きになる可能性もあるため、予定価格を若干下回る額で入札し、結果的に他の事業者が辞退したことから当該事業者が落札したものと考えられる。

**（委員）**

1回目と2回目を比較すると、全く別の会社が参加申請していることから、受注制限には当たらないと思われるが、制限や資格が関係するのか。

**（事務局）**

落札事業者の田原スポーツ工業は、受注制限有りで公告した1回目、既に工期の重なる工事を2件受注している状況であった。ただし、本案件の一般土木工事とは他業種であるため、正式には受注制限に該当しないが、2件既に施工していることで、施行能力を超えると判断したと推測される。その後、2回目の入札時には、時期がずれ、かつ工期が外れたことによって受注が2件可能であると判断したと思われる。

他の事業者の状況としては、常陸建設や東洋工業が2回目に参加したが、1件受注しているため、結果的には辞退という判断をしたものと考えられる。

**（委員）**

受注制限対象外とした場合に、入札の業者の施工能力や技術力の確認は行うのか。

**（事務局）**

まず、入札前に、技術者を配置できるか確認する。基本的には、他の施工中の工事と技術者が重複しないよう配置できるかという点を確認する。落札し、契約が成立すると、技術力は格付けで担保しているため、実際に施工能力があるという前提で契約する。契約後は、工事主管課で確認をし、指導するという形になる。

**★委員会最終意見**

適正に執行されている。

**●案件5**

練馬区立中村小学校南校舎屋上防水および外壁等改修電気設備工事

**（事務局）**

練馬区学校施設管理基本計画および練馬区学校施設管理実施計画に基づき、区立小中学校の屋上防水および外壁の改修工事を毎年5校程度行うこととし、本件は、この計画に基づき行われる改修工事に係る電気設備工事を行うものである。

予定価格が1千万円以上2千万円未満の電気工事のため、共同運営格付けがA、BまたはCランクの区内事業者を対象に、予定価格事前公表の制限付き一般競争入札を実施した。

入札には4者から参加申請があり、開札の結果、2者が辞退、1者が最低制限価格未満で失格、予定価格以内、最低制限価格以上で入札した残る1者の（株）寿電気が933万円、落札率99.97%で落札したものである。

落札率が高くなった理由は、工期が長く、かつ予定価格が低い案件については、技術者の配置が困難になることなどから、事業者に敬遠されやすく、多くの事業者が入札に参加する見込みは低い案件と考えられる。そのため、予定価格であれば、請け負えると考えた当該事業者が、予定価格と同額ではなく引きになる可能性もあるため、予定価格を若干下回る額で入札し、結果的に他の事業者が辞退および失格となったことから当該事業者が落札したものと考えられる。



なお、本件の入札を辞退した(株)前田電設については、3月19日、春日電設(株)については、3月20日に本件よりも高額の案件を落札したため、本件を辞退したものである。また、本件を落札した(株)寿電気については、春日電設(株)が落札した案件に入札したが、落札には至らなかったことから、本件に入札したものと考えられる。

**(委員)**

名前が屋上防水および外壁等改修とあるが、業種が電気工事なので防水工事に絡む電気工事という内容なのか。

**(施設設備課長)**

学校の外壁には、校庭を照らす照明や放送を流すスピーカーなどの電気器具がある。外壁の改修工事の際、その電気器具をいったん取り外して、古いものであれば新しいものと交換し、使えるものであれば再取り付けを行う。場合によっては電気配管の取り外しも含まれる。

**(委員)**

電気工事だけではなく、改修工事に伴う建築工事もあると思うが、履行期間が1年間と長い。これは何か理由があるのか。

**(施設整備課長)**

通常、学校の外壁や屋上防水であれば、夏休み工事が主体になり10月中には終わる。ただ、中村小学校の場合は特殊な事情がある。校庭の芝生に水をまくスプリンクラー設備も改修としたためである。芝の生育を考えると、冬場でないとスプリンクラーの改修工事ができず、外壁・屋上防水は10月には終了しているが、スプリンクラーの工事が2月、3月にあるために工期がこれだけ伸びている。

**(委員)**

校庭にあるスプリンクラー工事も含まれているのか。

**(施設整備課長)**

その通りである。

**(委員)**

工期が1年と長いですが、金額的には安くなる案件は、技術者の配置がなかなか難しいため、応札する業者が少ないと聞いたが、逆に工期が1年と長いのであれば、1年に5カ所程度を2つや3つという形に分けて、まとめて発注することで応札しやすくするという工夫ができるのではないかと。工事は、一件ずつ発注するのが基本的なのか。

**(施設整備課長)**

小規模で設備単位の工事を複数まとめることはあるが、本体の建築工事に付属する工事

の場合には、建築・電気・機械での調整等も発生するため、複数の案件をまとめることは通常行っていない。

**★委員会最終意見**

適正に執行されている。

**●案件6**

交通安全施設整備（街築）工事（主67）

**（事務局）**

練馬主要区道67号線の道路整備の一環として排水構造物の整備を行うものである。

予定価格が1千万円以上2千万円未満の一般土木工事のため、共同運営格付けがC、DまたはEランクの区内事業者を対象に、予定価格事前公表の制限付き一般競争入札を実施した。

入札には2者から参加申請があったが、2者ともに辞退のため、入札打切りとした。

その後、入札参加条件の共同運営格付けをB、C、DまたはEランクに拡大し、再度一般競争入札の公告を実施した。

条件を変えて公告を行ったものの、入札参加申請が1者のみであり、最低入札参加者数の2者に達しなかったことから入札を中止とした。

そこで、2回目の入札に参加申請をした東洋工業（株）および一般土木工事の共同運営格付けがAランクの区内事業者上位2者に見積りを依頼したところ、東洋工業（株）のみが予定価格以内、最低制限価格以上の金額を提示したことから当該事業者と特命随意契約を行ったものである。

なお、地方自治法施行令第167条の2第1項において、「競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき」は、随意契約ができるものと規定されている。

2度入札を行い、いずれも落札決定には至らなかった理由としては、本件工事場所付近において、東京都、東京電力およびN T Tの他の発注機関の工事が施工されていたため、事業者から敬遠されたものと考えられる。

**（委員）**

複数の会社の工事がほぼ同時に行われていたのか。

**（道路公園課長）**

同時期、同じ場所で複数の業者が工事を行っていた。

**（委員）**

工事がやりにくいため、人気が出ず、辞退されてしまった主な理由なのか。

**（道路公園課長）**

複数の業者がいる場合、工事調整等を行わなければならないためと考えれる。

**（委員）**

最終的には随意契約で契約できた1社は、2回目に札を入れてきた会社であるのか。

**（事務局）**

1回目は受注制限ありの公告をし、東洋工業は、1件を履行中、かつ他の業種を1件履行中であるため、なかなか3件目を応札しづらかった可能性がある。

ただ、2回目は、工期が重複しているものの若干ずれること、かつ受注制限も解除されたこともあり、3件目について受注の意欲を示したと考えられる。

**（委員）**

一般的に、2回目の入札でも契約が成立しない場合は、随意契約とする方針なのか。

**（事務局）**

自治法施行令上は、再度入札の回数が規定されているわけではないが、区の場合は、公告書に再度入札は1回、もしくは2回などと、あらかじめ再度入札の回数を設定している。

ただ、本件は、再度入札なしとしている。再度入札の有無については、通常、一般競争入札の工事であれば予定価格を事前に公表するので、再度入札は設定していない。予定価格非公表の工事や物品の購入、もしくは議案物で入札打切りとすると議会日程との関係で影響が大きいというものについては、再度入札を設定している。

本件は、最初に事業者の応札が全て辞退であるため、2回目の再度入札に参加する事業者がないことから、この段階で打切りとなる。仮に応札があったとしても最低制限価格未滿で失格の場合にも、再度入札なしになる。

その後の手続は、もう一度公告をして、入札を行う。同じ手続を再度行う形となる。

**（委員）**

時期的に急ぐ必要があったとしているが、平成33年度までに整備する計画であれば、まだ少し時間はあったのではないかと。時間的な余裕よりは、再度の入札をどうするか検討し、随意契約とする方針としたという理解でよいのか。

**（事務局）**

その通りである。

公告を2回、入札を2回実施し、業者が決まらなかった場合、3回目は行っていない。施行令の規定に再度入札をしても落札者がいないときは随意契約することができるため、随意契約を行う方針としている。

**（委員）**

入札を2回行い、それでも落札業者が決まらずに随意契約するのは、多いのか、またはまれなケースなのか。

**（事務局）**

多くはないと考えている。

少額案件や予定価格を公表していないものは、同じ日に時間を置いて再度入札を行う。時間をおいて行うことで、応札されるケースがある。また、予定価格非公表の場合には、予定価格を若干超えて応札をした事業者に対しては、予定価格は非公表のままではあるが、価格を下げられるかという減価交渉を行う。予定価格内まで減額できる場合には随意契約を行っている。

**★委員会最終意見**

適正に執行されている。

**●案件7**

練馬区立大泉東小学校改築に伴う備品等の購入

**（事務局）**

大泉東小学校の新校舎竣工に伴い、学校で使用する椅子やテーブル、ロッカーなどの備品等を購入するものである。

予定価格1千万円以上の物品の買入れであるため、共同運営格付けがA、BまたはCランクの区内事業者を対象に、予定価格非公表の制限付き一般競争入札を実施した。

入札には2者から参加申請があり、開札の結果、2者ともに予定価格を超過したため、再度入札を行った。再度入札の結果、予定価格以下で入札した（有）千草屋が1,174万3,900円で落札したものである。

予定価格非公表で行われる物品買入れの入札案件では、全者辞退や不参の場合を除き、予定価格以下の入札がなかった場合、時間をおいて再度入札を行う。

本件においても、1回目の入札で2者とも予定価格を上回る金額で入札したことから2回目の入札を行うこととし、1時間後に開札を行った。

入札に参加している事業者は、この間に再度積算を行い、入札の金額を下げるか、下げることができないのであれば、辞退の判断をすることになる。

（株）東商文具は、金額を下げることで利益を見込めなくなることから入札を辞退し、本件落札事業者の（有）千草屋は、ぎりぎりまで利益を圧縮して入札したところ、予定価格以下にはなったが、金額を大幅に下げることができず、結果的に落札率は高くなったものと考えられる。

**（委員）**

学校の備品類であって、特殊な物品ではないのか。どこでも使うものであるため、もう少し競争原理が働き、安くなると思われる。しかし、実際には、1回目では落札者がいなかった。厳しく予定価格の積算がされていたということか。

**（事務局）**

物品買入れの場合は、予定価格設定の際には複数者から見積もりを取ることを原則としている。複数者の見積もりを参考に予定価格を適正な金額で設定するが、結果的に本件は、厳しい予定価格設定であった可能性がある。

**★委員会最終意見**

適正に執行されている。

**●案件8**

平成31年度入学祝い品（防災ずきん）の購入

**（事務局）**

震災時における児童の頭部等を保護するため、区立小学校の新一年生全員に対する入学祝い品として、昭和48年から配付を行っているものである。

練馬区物品買入れ等の入札参加資格に関する要綱に基づき、予定価格300万円以上1千万円未満の案件であるため、6社を指名する指名競争入札を実施した。

開札の結果、予定価格以下で最も低い金額で入札した船山（株）東京本店が814万2,000円で落札したものである。

指名競争入札における指名方針は、区内事業者から調達可能な物品の買入れについて指名競争入札を行う場合、区内事業者を優先的に指名している。ただし、前年度の実績事業者が区外事業者の場合については、区外事業者も指名することとしている。

当該事業者は、本件を毎年落札している実績事業者であることから、区は本件指名競争入札において、当該事業者を毎年指名しているものである。

物品の買入れにおける予定価格設定の考え方は、複数の事業者の見積価格を参考に設定することを原則としている。

物品の買入れの場合、予定価格は非公表だが、当該事業者は、過去の入札状況から、自社の見積価格以下で他の事業者は入札しないことを見越して入札しているものと考えられる。

**（委員）**

見積もりは何社から取ったのか。

**（事務局）**

今回落札した船山株式会社から1社のみで見積もりで、予定価格を設定した。

**（委員）**

物品購入の場合、見積もりを1社のみとするのは、通常あるケースなのか。

**（事務局）**

原則としては、複数者見積もりを契約所管課から各主管課にお願いしている。2者もしくは3者取ることが望ましいと考える。

**（委員）**

防災ずきんは、全国どこでも同様のものが作られていると思われる。特殊でなければ、複数者から見積もりは可能ではないか。

**（学務課学事係長）**

適正な予定価格の設定には、複数者の見積もりが必要だと考える。来年度から実績のある業者などからも見積もりを取るようにしたい。

**（委員）**

発注数5,900と数量が多いため、同じものを用意することが難しいのではないかと考える。落札した業者は、複数年続けて受注しているのか。

**（学務課学事係長）**

その通りである。

**（委員）**

メーカー以外の業者が入札することは、厳しいのではないか。どう考えているのか。

**（学務課学事係長）**

落札した業者は、他の防災用品を扱う事業者からの仕入れ先としても指定されているため、実績がある業者と推測できる。実績のある業者なので、今後も入札には参加していただきたいと考える。

**（委員）**

同じ業者が長く契約しているケースでは、問題が起こる可能性もあり得るため、注意しながら実施していただきたい。

**（学務課学事係長）**

65小学校の各校に納品することが可能である必要もある。今後も気を付けていきたい。

**（事務局）**

年度途中で転校してきた1年生が他の児童と同様のものを使いたいと希望する場合には、年度途中であっても同じ製品を個人に販売することを仕様に記載している。そのため、数だけ用意すれば済むというわけではないため、対応できる事業者は多くないと考える。ただ、指名する業者の選定は、契約所管課で行っているが、ここ数年の入札状況から見ると区内事業者では、大手の取扱業者に太刀打ちできないという結果が出ている。今後は、主管課と相談しながら、区外の手事業者を指名するなどし、競争性を高めることを検討し

ていきたいと考えている。

**（総務部長）**

防災ずきんの事業は、昭和48年から開始し、従来は練馬区の仕様で練馬区版を作成していたが、阪神・淡路大震災が起こってから状況が一変した。当時は、防災ずきんは一般的ではなかったが、大震災をきっかけにして一般的なものとし、現在は普通の物品として購入できる形となった。

区では約6,000人近い子どもたちに入学的祝い品として配布、かつ各学校に配布をすることも含めた入札となる。ここ数年の入札状況から大手のところでないとなかなか難しい状況があることもあり、適正な入札が行えるよう、今後所管課と協議をして進めていきたいと考える。

**（委員）**

必要性というのはどうなのか。災害や事件時に、防災ずきんによって命が助かったという声をあまり聞いたことがないと思われる。必要性について、議論する機会があればと考えていただきたいという参考意見である。

**（学務課学事係長）**

東海地震の発生の警鐘報道が盛んになった1970年頃から、学校や幼稚園で標準的な学用品の一つとして普及したという経緯があり、練馬区としては入学のお祝い品としている。

**（委員）**

入札の結果、毎年同じ業者さんが落札するのは、やむを得ないことではあるが、本件は見積もりも1社であったこともあり、かつその事業者が結果的に落札するという結果となっている。外から客観的に見てどうかということもある。次年度以降、複数社から見積もりを取るなどの対応を検討していただきたい。

**★委員会最終意見**

適正に執行されている。

次年度以降、工夫をしていただきたい。

**●案件9**

文集「練馬の子ら」の印刷

**（事務局）**

小学校国語科の副教材として使用するため、練馬区の児童の作文や詩などを集めた冊子を作成するもので、昭和28年度から作成しているものである。

練馬区物品買入れ等の入札参加資格に関する要綱に基づき、予定価格300万円以上1千万円未満の案件であるため、6社を指名する指名競争入札を実施した。

開札の結果、予定価格以下で最も低い金額で入札した（株）キリシマ印刷が247万116円で落札したものである。

予定価格と契約金額の乖離が大きい理由は、製紙会社では、近年の原燃料価格および物流経費の高騰などにより印刷用紙の値上げを行っている。そのため、本件の予定価格設定の際、印刷会社から提示された見積価格は、印刷用紙の今後の値上げを見込んだ金額となっていることから、予定価格は高めに設定せざるを得ない状況にあった。

しかし、入札に参加した各事業者は、印刷用紙の値上げによる影響や、過去の入札状況に鑑みて、低めの金額で入札したことから、予定価格と契約金額が大きく乖離したものと考えられる。

**（委員）**

予定価格の設定は、いつ頃か。

**（事務局）**

指名競争入札で行うため、契約所管が契約締結請求という手続きを受けるのが11月の初旬、予定価格を設定するのが、そこから約1カ月前とすると、10月頃には予定価格を設定して内部で決定していると考えられる。

**（委員）**

納品が3月であれば、半年でそれほど大きく相場が動くのか。

**（事務局）**

印刷用紙の値上げが直近だと今年の1月に行われ、それ以前では2017年の後半に値上げが行われている。それらの情報が製紙会社から印刷会社へ伝わり、予定価格設定の時期の段階では、事業者は用紙値上げ分を上積みせざるを得ないとする。

**（委員）**

予定価格の設定は10月でも、入札・契約は11月に行い、納品は3月になる。紙の値段がその間に値上がりしたときの負担は、発注した区が負担すべきか、それとも事業者が負担すべきなのか。

**（事務局）**

原則的には事業者が負担すべきと考える。

**（委員）**

その間に値上がりした場合は赤字になるかもしれないと想定される案件ということか。

単年度の手続きとしては適正であると思われるが、毎年実施するもので数も内容もほぼ同じものを作成しているのであれば、昨年度までの落札した実績を参考に検討することは必要ではないか。



**（学務課学事係長）**

その通りである。

**（事務局）**

平成29年度は、予定価格は今年とほぼ同額。契約金額も270万円程度でほぼ今年と同じである。

原燃料の上昇、物流経費の高騰という理由の他に、紙需要が減ってきているので、印刷用紙の値上がりの潜在的な要素が消えていないことから、毎年、高めの予定価格を設定している状況である。

**★委員会最終意見**

適正に執行されている。

**●案件10**

練馬区立光が丘第一中学校給水管等改修設計業務委託

**（事務局）**

光が丘第一中学校における老朽化した給水管および受水槽、ポンプなど設備等の改修工事に係る設計業務を委託するものである。

区では小中学校の老朽給水管の改修工事を計画的に行っており、改修工事の対象校は、経過年数および漏水や錆水などの不具合報告などを基に決定している。

光が丘第一中学校については、竣工の昭和58年から36年が経過し、他校よりも老朽化が進んでいること、錆水の報告があったことなどから改修工事の対象となった。

練馬区物品買入れ等の入札参加資格に関する要綱に基づき、予定価格300万円以上1千万円未満の案件であるため、6社を指名する指名競争入札を実施した。

開札の結果、予定価格以内、最低制限価格以上で入札した（株）五反地建築設計事務所が495万円で落札したものである。

落札率が高い理由は、本件を含め、過去5年間（平成26～30年度）における類似案件（給排水衛生工事の設計）36件の平均落札率は、92.67%であるが、当該事業者が落札した過去5年間の類似案件3件の平均落札率は、97.02%である。

当該事業者は、昨年度の入札案件で予定価格の177.75%で入札した案件もあることから、他の事業者より比較的高めの金額で入札する傾向がある。

本件入札においては、当該事業者が区の積算内容とほぼ同額で見積もった金額で入札したところ、他の事業者の入札金額は予定価格を超過したため、結果的に、落札率が高くなったものと考えられる。

**（委員）**

落札したのは江東区の会社であるが、他の会社は区外、区内のどちらか。

**（事務局）**

政所設計は練馬区内に支店があるため、区内扱いである。他の事業者は全て区外である。

**（委員）**

設計業務のみで、設計図面までとし、設計監理は入らないのか。

**（施設整備課長）**

設計のみである。工事監理は、予定していない。

**（委員）**

設計のみであれば、難しい案件ではないと思われるが、区内の業者では難しいのか。

**（事務局）**

本件の業種は設備設計である。建築設計であれば、区内事業者は多数いるが、設備設計の場合は、区内事業者は2社しかいない。設備設計を発注する場合は区外が主となる状況である。

**（委員）**

給水管の改修に設計業務は必要なのか。

**（施設整備課長）**

直接確認できない配管を改修しなければいけないこともあるため、給水管の長さ等を事前に調べないと適切な見積もり等できない。よって、設計は必要である。

**（委員）**

工事業者だけでは難しい作業なのか。設計事務所でないと分からないのか。

**（施設整備課長）**

設計事務所でないと難しい。

**（委員）**

入札価格を比較すると、一番高いところが790万、300万位の差があるが、その理由は設計の難しさがあるのか。

**（施設整備課長）**

設計の費用は、人件費である。調査の度合いや区にある図面、資料等を総合的に考えて、各事業者がそれぞれ費用を算出する。金額の開きは出てしまうと思われる。

**★委員会最終意見**

適正に執行されている。

**（経理用地課長）**

先程、懸案となっていた案件2号「児童館・学童クラブの防犯カメラ設置工事」について、工事費と物件費との割合について、報告する。

落札した後の内訳書ではないが、予算見積もり段階での工事費と物件費との割合は、物件費の割合が約6割、工事費、諸経費の割合が4割である。

**■平成30年度後期入札・契約手続きの運用状況の報告について（資料7、8、9）**

**（事務局）**

→資料7および8に基づき説明

**（委員）**

不調の件数は、不調後の随意契約も含むのか。

**（事務局）**

その通りである。

対応後、契約に至ったものも含まれる。

**（委員）**

最終的に契約に至らなかった数は分かるか。

**（事務局）**

土木工事は、1件が契約に至らなかった。他は不調後の随意契約等に対応している。機械設備は、2件が結果的に契約に至らず、主管課に戻して仕様や予定価格の見直しをすることとした。設備設計は、2件が最終的に契約に至らず、主管課に戻して内容の見直しをすることとした。それ以外は不調の扱いではあるが、結果的に随意契約等に対応している。

**（委員）**

契約に至らなかったのは、それぞれ所管課に戻されて再度検討され、また翌年度に発注する可能性があるのか。

**（事務局）**

その通りである。

**（委員）**

一般土木で不調が多いが、これは不調後の随意契約の案件も含むのか。逆に、契約に至らなかったケースはあるのか。

**（事務局）**

土木工事は、1回目の入札で不調になった件数を8件としたが、指名競争入札や予定価格非公表のものは、時間を置いての再度入札や、受注制限を解除する対応を行った。主管課に返却した案件は、1件である。

**（委員）**

その場合の主管課の対応は、設計変更をするのか。戻された1件はどのような対応されたのか。工事を実施しないわけにはいかないとと思われる。

**（事務局）**

戻した案件は、交通安全施設整備（街築）舗装工事（主56）である。

**（計画課長）**

これは、都道の工事を含めた工事であるという理由で敬遠されたものと思われる。工事内容自体は基本的に変わらないので、施工範囲を見直し、今年度再設計をするところである。

**（事務局）**

→資料9に基づき説明

**■その他**

**（事務局）**

次回開催日程は、11月21日（木）午後2時から午後4時を予定。